

# 慢性腎臓病(CKD)予防対策部会について

# 慢性腎臓病(CKD)予防対策部会について

## ● 埼玉県健康長寿計画推進検討会議

健康長寿埼玉を推進するための計画となる埼玉県健康長寿計画の策定及び評価等について検討を図るために設置した会議

### 委員

埼玉県医師会、埼玉県立大学、日本栄養大学、早稲田大学スポーツ科学学術院、埼玉県食生活推進員団体連絡協議会、埼玉県歯科医師会、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県歯科医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、国立保健医療科学院、全国健康保険協会埼玉支部  
(関係者)埼玉労働局健康安全課、埼玉県保健所長会

### 任期

2年(ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了)

## ● 慢性腎臓病(CKD)予防対策部会

慢性腎臓病(CKD)に関する正しい知識の普及・啓発、病診連携システムの構築に向けた現状把握と検討

### 委員

埼玉県医師会、専門医

### 任期

埼玉県健康長寿計画推進検討会議と同じ

埼玉県健康長寿計画推進検討会議  
(「埼玉県地域・職域連携推進協議会」と一体的実施)

報告等

連携

助言等

慢性腎臓病(CKD)予防対策部会

# 慢性腎臓病（CKD）予防対策部会について

- 埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱

（目的）  
第1条 健康長寿埼玉を推進するための計画となる埼玉県健康長寿計画(埼玉県健康増進計画)(以下「計画」という。)の策定及び評価等について検討を図るため、「埼玉県健康長寿計画推進検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置する。

第2条～第6条（略）

（部会の設置）  
第7条 検討会議に次の部会を置く。  
(1)慢性腎臓病(CKD)予防対策部会  
(2)その他必要と認める部会  
2 部会の委員は、検討会議委員及び必要と認める者をもって健康長寿課長が選任する。  
3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

第8条～第10条（略）

- 慢性腎臓病(CKD)予防対策部会委員(R8.9～R10.3.31)

(五十音順)

| 氏 名    | 団 体 名          | 職 名     | 委員区分    |
|--------|----------------|---------|---------|
| 選任手続き中 |                |         | 検討会議委員  |
| 雨宮 守正  | さいたま赤十字病院      | 院長補佐・部長 | 必要と認める者 |
| 竹田 徹朗  | 獨協医科大学埼玉医療センター | 教授      | 必要と認める者 |